

夏の製品事故・トラブルに気をつけて！

夏は、長期の休みを取って、遠出をする予定を立てている方も多いのではないのでしょうか。しかし、この暑い時期に起こりやすい製品事故やトラブルがあります。楽しい夏を過ごすためにも、事故防止のポイントを確認して、事故やトラブルに遭わないように気をつけましょう。



スプレー缶製品の事故

参考：国民生活センターホームページ

塗料、殺虫剤、制汗消臭剤など、スプレー缶製品は日常生活のさまざまなところで使われています。多く寄せられている事故として、人体に噴射するスプレーにおいて、表示の使用方法よりも近距離で噴射したことにより凍傷を起こした。自動車内などの高温になる場所にスプレー缶を放置したことによって缶が破裂した。スプレー缶の中身を出し切らずに穴あけをしたところ、中身が勢いよく吹きだした、などが報告されています。

【ポイント】

- ・人体に噴射するスプレーは、噴射距離や上下の向きに注意して使用しましょう。
- ・自動車内や直射日光の当たる場所など、高温になる場所には放置しないようにしましょう。
- ・中身を完全に押し切り、自治体のルールに沿って廃棄しましょう（朝霞市では、廃棄時の穴あけは不要です）。



ワンプッシュ式蚊取りの誤噴射

参考：国民生活センターホームページ



近年、「ワンプッシュ式蚊取り」などと呼ばれる、電気や火を使わず、ボタンを1回押すだけで噴射された薬剤が、長時間にわたり蚊を駆除するタイプの蚊取り剤が販売されています。この商品は、従来の蚊取り剤のように、薬剤を熱や風力によって大気中に徐々に拡散させるのではなく、1日分の使用量に相当する薬剤が、ワンプッシュで勢いよく放出されるようになっています。この蚊取り剤の誤噴射により、薬剤が顔にかかったなどの報告がされています。

【ポイント】

- ・噴射する前に、噴射の方向をよく確認しましょう。
- ・子どもが1人で使用しないよう、使用しないときは誤噴射防止ロックを使用し、子どもの手の届かない場所に置きましょう。

扇風機からの発煙・発火

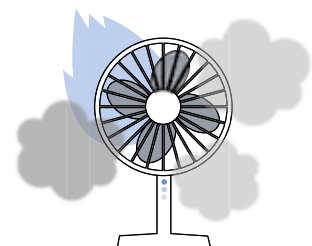
参考：消費者庁ホームページ

毎年、扇風機から煙が出たり発火したりする事故が発生しています。中には、家屋の全焼や死亡事故につながった例もありますので、使うときには注意が必要です。この事故の主な原因は、「経年劣化（長年の使用によって製品内部の部品が劣化して性能が低下すること）」であり、劣化した部分が使用中に発熱や発火をし、火災につながっています。使用の際は異常がないかを確認し、異常が見受けられたらすぐに使用を中止しましょう。

【ポイント】

- ・スイッチを入れてもファンが回らない。
- ・ファンの回転が異常に遅かったり不規則だったりする。
- ・ファンが回転するときに異常な音や振動がする。
- ・モーター部分が異常に熱かったり、焦げ臭いにおいがしたりする。
- ・電気コードが折れ曲がっていたり破損したりしている。

など



日本年金機構の個人情報流出に便乗した電話等にご注意ください。

日本年金機構や消費者庁、国民生活センター、消費生活センター、郵便局等の職員から、消費者の皆さんへ電話やメールで御連絡したり、個人情報をお尋ねしたりすることはありません。次のような内容の電話は詐欺ですので、相手にせずすぐに電話を切ってください。

- ・「あなたの年金情報が漏れている」
- ・「個人情報（データ）を削除してあげる」
- ・「キャッシュカードを預かります」
- ・「年金用の口座を変更しませんか」
- ・「年金用の口座番号、暗証番号を教えてください」 など



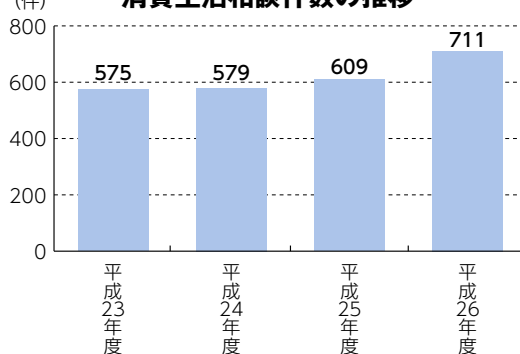
平成26年度 消費生活相談受付状況

朝霞市消費生活相談受付件数 711件

相談件数は、ここ数年600件前後でしたが、平成26年度は700件を超える相談がありました。70歳以上の方の相談が最も多く、次いで60歳代、40歳代と続いています。

ここでは26年度に相談件数の多かった内容をご紹介します。

消費生活相談件数の推移



架空請求・不当請求

【相談事例】

- スマートフォンに「以前に登録した有料サイトの料金が未払いです。」とメールが届いた。そのようなサイトに登録した覚えはないが、「期日までに連絡しないと法的措置を取る」と書かれている。どうしたらよいか。
- パソコンで無料の動画サイトを見ようとして、18歳以上かの年齢確認ボタンをクリックしたら、突然、「登録が完了しました。3日以内に9万円の利用料を支払ってください」と請求画面が表示され、請求画面はパソコンを再起動しても表示されてしまう。「誤操作の方は24時間以内に連絡するように」と電話番号の表記もあったので、電話をして、「誤操作してしまった。」と伝えたが、業者から「すでに登録は完了している。支払うように」と強く言われた。



悪質業者は、はがきや封書、電子メールなどを利用して、いろいろな手段で消費者を不安にさせ料金を振り込ませたり、個人情報を聞き出そうとしたりします。事例のように「誤操作の方はこちら」「退会はこちら」「電話番号」等の表示がされていることがありますが、業者に連絡すると、支払いを強く請求されたり、電話番号や名前等、個人情報を伝えてしまうことにもつながります。

架空・不当請求は無視するのが原則です。ただし、裁判所から「特別送達」と記載されて通知が届いた場合は無視せずに、至急消費生活相談室までご相談ください。

※請求画面の消し方については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「情報セキュリティ安心相談窓口」（<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>）を参考にしてください。

不動産貸借

【相談事例】

- 退去時に立ち会いを行い、家主からクロスの張り替えを2か所と壁に穴をあけてしまった部分の修繕代を支払うように言われ同意していたが後日、立ち会い時には指摘されなかったフローリングの修繕代を請求すると言われた。納得できない。

トラブルを防ぐためには、物件を借りる前によく契約書に目を通し、不明な点はわかるまで確認することが大切です。原状回復費用を請求されたときは、修繕費の明細が記載された見積書や請求書、敷金精算書等を出してもらい、よく確認して納得できない点があれば、なぜ借主が支払う必要があるのかの説明してもらいましょう。

※退去する時は、国土交通省で公表している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html）を参考にするとよいでしょう。

多重債務問題

【相談事例】

- 生活費と教育費のために借入れをしたが、勤め先からの収入が減り、返済のために別の金融業者から借りることを繰り返しているうちに複数社からの借金がどんどん増えて返済しきれなくなりました。
- 「他店で断られた方でもOK・即日融資」と書かれたチラシを見て借金をしたが返済が滞ってしまい、親兄弟まで取り立てにあっている。無登録のヤミ金融から借りてしまったようだ。

貸金業を営む者は財務局長または都道府県知事の登録を受けなければならないこととなっています。登録の確認ができない業者からは、絶対に借入れをしないでください。

多重債務で支払いが困難になった場合の債務整理方法としては、「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」の方法があり、収入や借入額などによって解決方法が変わってきます。ひとりで悩まず、消費生活相談室や弁護士会、司法書士会などにご相談ください。

高齢者をねらった悪質商法が増加しています

60歳以上の方の相談件数は、全体の41.5%となっています（全体件数に年齢不明分を含みます）。特に家にいることの多い高齢者は訪問販売・訪問購入・電話勧誘販売などが他の年代と比べると多く見受けられます。

【相談事例】

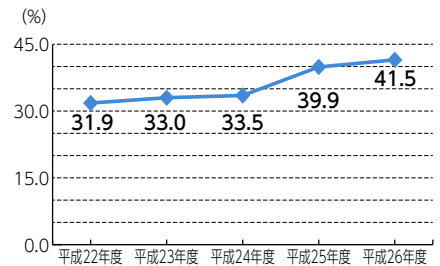
- 業者が突然訪ねて来て「お宅の屋根を無料で点検します。」と言うので、点検してもらったところ、「すぐに修理しないと危険」と言われて不安になり、高額な契約をしてしまった。
- 着物などの不用品がないかと電話があり訪問を承諾した。来訪した業者は用意した着物を見ていたが、突然貴金属はないかと言い、無いと言ってもしつこく、指輪を見せたところ売ってくれと言われ大切な物であったが売ってしまった。
- 公的機関を名乗る人から電話があり「あなたの個人情報が出ていますので削除してあげる。」と言われた。

突然の電話や訪問などでトラブルに遭わないためには

- ・知らない人を家に入れない。 ・ひとりで判断しないで周りの人や公的な相談窓口聞いてみる。
- ・「必要ありません」「いりません」などと、きっぱり断る。



60歳以上の方の相談件数の割合(%)



ご利用ください 消費生活相談

市では、市民の方の契約に関するトラブル、商品の品質や安全性、サービスに対する疑問や苦情、多重債務などについて、専門の資格を持った相談員が電話や面談でアドバイス・事業者とのあっせん・専門機関の紹介などを行っています。相談内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。

相談日／毎週月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時

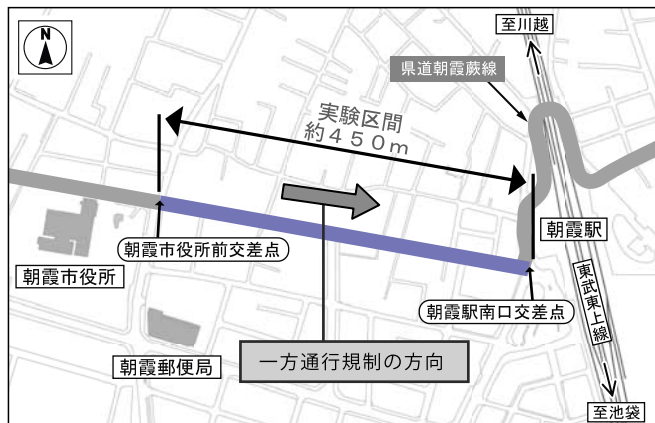
場所／市役所別館4階 地域づくり支援課 消費生活相談室



朝霞駅南口駅前通りアメニティーロード化 交通社会実験（一方通行規制）を行います

日程／10月17日(土) 午前6時～11月7日(土) 午前6時(3週間)
場所／朝霞駅南口駅前通り(約450m)

交通社会実験の区間



「朝霞駅南口駅前通りアメニティーロード化」は、誰もが安心・快適に買い物ができるように歩行者空間の確保を図り、にぎわいを感じる道路空間の創出による魅力ある駅前通りの整備を図ることを目的としています。

この一方通行規制の交通社会実験により、駅前通りや周辺に与える影響を把握するとともに、交通規制の見直しに関する課題を整理してまいりますので、皆様のご協力をお願いします。

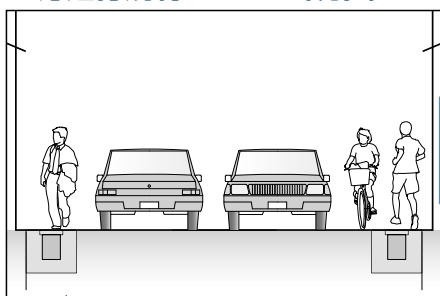
規制内容／市役所前交差点から朝霞駅南口交差点間の朝霞駅方面への車両の一方通行規制(終日)

※自転車の通行は、従来通り左側通行です。

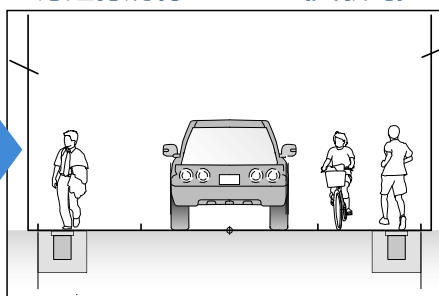
※一方通行化により、歩道空間を広くとって歩きやすくします。

実施者／朝霞駅南口駅前通りアメニティーロード化に関する協議会

一方通行規制イメージ(現在)



一方通行規制イメージ(実験時)



交通社会実験における調査内容

実験期間中は、社会実験の検証・評価を行うため、車両の交通量、歩行者等の通行量、アンケート調査等を予定しています。また、実験終了後には社会実験の評価や課題の検証を行います。

問／道路整備課 ☎463-0913